

船舶事故調査報告書

平成30年12月19日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	同乗者負傷
発生日時	平成30年8月1日 13時30分ごろ
発生場所	滋賀県大津市大正寺川河口南方沖（琵琶湖南部） 雄琴四等三角点から真方位161°1,370m付近 （概位 北緯35°04.8′ 東経135°53.9′）
事故の概要	プレジャーボートスプラッシュVIは、航行中、同乗者が落水して負傷した。
事故調査の経過	平成30年8月9日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート スプラッシュVI、1.6トン
船舶番号、船舶所有者等	243-39519滋賀、祝不動産販売株式会社
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	軽傷 1人（同乗者）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南東、風力 1、視界 良好 水象：湖上 平穏
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、小児である同乗者（以下「同乗者A」という。）ほか5人を乗せ、琵琶湖南部の大津市大正寺川河口南方沖で、ウェイクボーダーをけん引しながら南東進していた。</p> <p>船長は、ウェイクボーダーが落水したので、本船を反転させてウェイクボーダーを迎えに行くこととし、スロットルレバーを中立の位置として行きあしが残った状態でハンドルを左に切った。</p> <p>本船は、自船の航走波を乗り越えたところ、船体が動揺して右舷後部の舷側の座席に座っていた同乗者Aが右舷側の湖面へ落水した。</p> <p>同乗者Aは、落水後、本船のプロペラに接触し、左頬及び左腕に切創を負った。</p> <p>同乗者Aは、落水する直前まで船内の手すりをつかんでいた。</p> <p>船長及び同乗者Aを含む同乗者5人は、救命胴衣を着用していなかった。</p>
分析	本船は、琵琶湖南部の大正寺川河口南方沖を航行中、船長がスロットルレバーを中立の位置として反転した際、行きあしが残った状態で自船の航走波を乗り越えたことから、船体が動揺し、舷側の座席に座っていた同乗者Aが、落水してプロペラに接触し、負傷したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、琵琶湖南部の大正寺川河口南方沖を航行中、船長がスロットルレバーを中立の位置として反転した際、行きあしが残

	<p>った状態で自船の航走波を乗り越えたため、船体が動揺し、同乗者Aが落水してプロペラに接触したことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 船体を反転させる際は、自船の航走波の影響を考慮して十分に減速するなど慎重に操船すること。・ 小型船舶の乗船者は、救命胴衣を着用すること。・ 小児を同乗させる際は、船体の動揺等で落水することのないよう、舷側ではなく中央部に座らせることが望ましい。